平成30年8月31日発行

# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第7号

## 1. 室長就任の御挨拶

厚生労働省大臣官房参事官 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室長 梶 野 友 樹

今年の夏は本当に暑く、「猛暑」「酷暑」の 日々が続いておりますが、皆様いかがお過ごし でしょうか。

7月31日に成年後見制度利用促進室長を拝命しました梶野です。須田の後任になります。 どうぞよろしくお願いいたします。

小生は、以前、厚労省の老健局や障害保健福祉部に勤務し、また、出向した鳥取県でも、高齢者福祉分野と障がい福祉分野の両方を担当させていただいたことがありますが、今この成年後見制度を取り巻く環境は、この分野だけで一本の法律ができて、国全体の取組方針を決める「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されるなど、当時から大きく動いていまして、驚いています。全国どの地域に住んでいても成

#### 本号の掲載内容

- 1. 室長就任の御挨拶
- 2. 成年後見制度利用促進に係る普通交付税措置 の内容について事務連絡を発出
- 3. 認知機能が十分でない方を対象とした 新たな出張法律相談がスタート~法テラス
- 4. 各地の取組を紹介します!:「千葉県安房地域成年後見勉強会」に参加させていただきました!
- 5. よくある Q&A: 「中核機関設置、市町村計 画策定のための「調査」って?

年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにし、また、判断能力が十分でない方の権利擁護・意思決定支援を地域で推進するため、市町村等に中核機関の設置や市町村計画の策定をお願いしている非常に重要な時期と認識していまして、責任の重さを改めて感じています。

このニュースレターを読んでくださる皆様が 権利擁護・意思決定支援を行う上で生じる様々 な疑問に少しでもお役に立てるよう努めます。

# 2. 成年後見制度利用促進に係る普通交付税措置の内容について 事務連絡を発出

市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置運営に要する費用について、平成30年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、市町村(標準団体10万人規模)における普通交付税措置の内容は以下のとおりです。

各都道府県におかれましては、先だってメールをお送りしておりますが、管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしくお願いします。

社会福祉費(市町村分)の単位費用上、

(細目) 社会福祉事業費

(細節) 社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」

として 3.069 千円 (標準団体ベース) を計上

- ※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。
- ※本件は今後発行される「平成30年度地方交付税制度解説(一般財団法人地方財務協会)」に掲載予定。

# 3. 認知機能が十分でない方を対象とした 新たな出張法律相談がスタート~法テラス

認知機能が十分でない方の中には、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために 行動することが難しい場合があります。このような方に対し、福祉関係の支援者から連絡を受け、 弁護士や司法書士が出張法律相談を行う取り組みが、日本司法支援センター(以下、「法テラ ス」)で始まりました。権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の相談対応においても、 有益な連携になるものと思われます。

今号では、法テラスにご寄稿いただき、法テラスにおける福祉との連携の取り組み、新たに始まった「特定援助対象者法律相談援助」についてご紹介いただきます。



#### 法テラスにおける福祉との連携の取り組み

日本司法支援センター本部 民事法律扶助第一課長 杉岡麻子

#### 福祉機関等と連携した 司法ソーシャルワークの取り組み

法テラスは、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が 受けられる社会を目指して、平成18年4月、

「総合法律支援法」に基づいて設立された公的 な法人です。

設立以降、法制度や関係機関の紹介を行う 「情報提供業務」や、経済的に困っている方を 対象とした無料の法律相談や弁護士・司法書士 費用の立替えを行う「民事法律扶助業務」など の業務を継続的に行い、「どこに相談したらよ いかわからない」「弁護士・司法書士費用を一 括で用意できない」といったいわゆる「司法ア クセス障害」の解消、そして、司法サービスを 国民にとってより身近にご利用いただくための 取り組みを行っています。

近年、特に力を入れているのが、高齢や障害等のために、法的な問題を抱えているのに認識できなかったり、認識していても解決のために行動を起こすことが困難であったりといった方々を、必要な情報や司法サービスに結び付け

るための取り組みです。この新たな司法アクセス障害を解消するためには、日常的に高齢者や障害者等への支援を行っている福祉機関と連携を図り、弁護士・司法書士を含めた多職種間で協働しながら、法的な問題を含めた社会生活上の問題の総合的な解決を図ることが必要です。法テラスは、この取り組みを「司法ソーシャルワーク」と位置づけ、全組織的な活動を行っています。

#### 総合法律支援法の改正による特定相談の開始

24日から、認知機能が十分でないために権利 実現が妨げられている方で、法的支援を自発的 に求めることが期待できない方を対象に、資力 にかかわらない法律相談をご利用いただけるよ うになりました(ただし、一定の資力を有して いる方には相談料をご負担いただきます。)。 この「特定援助対象者法律相談援助(以下、 「特定相談」といいます。)」の特徴は、本人 ではなく、本人を支援している福祉機関等から 法テラスに連絡をいただくと、法テラスと契約

らの申し込みを前提とするためになかなかご利 用いただけなかったり、また、経済的に困って いる方という要件(資力要件)があるために、 利用を躊躇されたりということがありました。 しかし、特定相談の開始により、本人が法律相 談を申し込むことが難しくても、本人を支援す る福祉機関等が関与しながら、本人の資力の状 況にかかわらず、法律相談を利用いただくこと ができるようになりました。

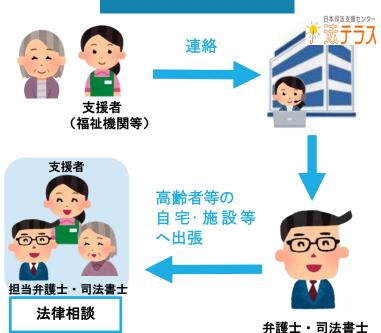
開始から約7か月が経過し、地域 包括支援センターを中心にご連絡い ただき、全国で既に314件の特定相 談が実施されました(本年8月14日 時点)。相談内容は様々ですが、債 務整理と成年後見(保佐、補助を含 む。) に関する相談が7割以上を占 めています。例えば、「貸金業者か らの督促状が施設に届いており、職 員の声がけにより問題が発覚。本人 は高齢でありよくわからないと繰り 返す。金銭管理についても不安があ るため、保佐・補助の利用を含めて

相談したい」といった事案が寄せられていま す。成年後見申立てにつながるケースも多く、 改めて、地域の中に成年後見制度に対するニー ズが潜在していることを実感しているところで す。是非、この新たな制度を広く知っていただ き、活用いただきたいと考えています。

尚、制度の詳細につきましては、法テラスホ ームページでもご覧いただけます。

https://www.houterasu.or.jp/

#### 特定援助対象者法律相談援助



#### ① 支援者の方から法テラスへ連絡

- ・本制度の対象になる方か、相談料が必要な方かは所定の書式にてご確認ください。
- ・個人情報提供の同意書にご本人の署名をお取付けいただき、所定の書式と併せてご提出ください。
- ・制度説明書をご本人にお渡しください。

#### ② 法テラスから、出張法律相談の可否をご連絡

- ・相談援助実施の可否等は、原則、上記書類が法テラスに提出された日から3営業日以内にご連絡 いたします。
- ③ 相談を担当する弁護士または司法書士から、相談日程の連絡
- ・相談担当者から、直接ご担当者様に、日程調整の連絡があります。・相談者の安心のため、可能な限りご同席をお願いします。

#### ④ 法律相談の実施

- ・相談終了後、法テラスから支援者の皆様に、相談結果をお伝えします。
- ・法律相談の結果、さらに支援が必要な場合は、適切な制度をご案内します。

#### 特定相談の特徴

- 資力(収入・預貯金)に 関わらずご利用できます。
- ※一定額以上の資力をお持ちの方 には、相談料 5,400 円をご負担 いただきます。
- ご自宅や福祉施設などで相 談を受けられます。
- 法テラスが弁護士・司法書 士を派遣します。

# 利用のSTEP

#### 4. 各地の取組を紹介します!

#### 「千葉県安房地域成年後見勉強会」に参加させていただきました!

中核機関の設置・運営について、基本計画では、「中核機関の設置の区域は住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。」

(P16) としています。利用促進室にも、近隣の自治体と連携し、中核機関を広域で設置することを検討している、というお問い合わせがたびたび寄せられています。

そのような中、千葉県安房地域では、中核機関の広域設置も視野に入れた成年後 見勉強会が開催されており、この度、参加させていただきましたので、その様子を レポートします。 (文責:利用促進室)



4回目となる今回の勉強会は、平成30年8月14日(火) 14:20~16:00 に鴨川市総合保健福祉会館会議室で開催され、鴨川市、鴨川市社会福祉協議会、館山市、南房総市、鋸南町の担当者15名が出席しました。



#### 安房圏域の概況

安房(あわ)圏域は、千葉県南部、房総半島の南端に位置する館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町の3市1町から成り、人口は合わせて約 12万7,000人、高齢化率は40%、年少人口率 は9.5%と少子高齢化が進行している地域で す。

療育手帳所持者は 1,000 人程度、精神保健福祉手帳所持者は 800 人程度、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の利用は、昨年度 7 月末時点の集計で 59 件、成年後見制度の利用者は、225 名(平成 30 年 7 月時点)との状況です。

#### 勉強会開催の経緯

安房圏域は、弁護士の人数が非常に少なく、 通常の民事訴訟などで手一杯の状況であり、さ らに司法書士の人数も少ないため、後見人の受 け皿が乏しいとのことです。現状は司法書士・ 社会福祉士に相当の負担がかかっています。

以前より、保健福祉領域では、安房圏域の市 町が連携・協力して取り組んでいたこともあ り、成年後見制度の利用促進においても、広域 での基本計画策定、中核機関設置を検討しています。

鴨川市社協の権利擁護推進センター運営委員 長である岡本弁護士からは、勉強会開催に至る までの経緯について、次のように説明いただき ました。

「もともと、私自身は成年後見が専門であったわけではありませんが、裁判所から後見人として選任されたいわゆる困難ケースについて、身上保護の点で悩み、地域包括支援センターに相談したことがありました。そこから福祉分野とのつながりができ、平成24年から高齢者虐待の勉強会を始めたことをきっかけに、権利擁護についての勉強会を重ねてきました。平成28年度からは、3ヶ月に1回のペースで、館山市で勉強会を開くようになり、事例検討なども行いました。平成29年4月からは、安房広域で市民後見人の養成が始まったことから、そのためのプロジェクトチームを結成するなど、連携した取組を進めてきました。」

一つひとつのケースに対する日頃の真摯な実 践の積み重ねが、地域で連携するネットワーク をつくるきっかけとなっています。

#### 勉強会の概要

(Q)\_

今回は4回目の勉強会開催で、安房圏域の概況、権利擁護関係の現状、現在検討している安房圏域の成年後見制度利用促進基本計画、中核機関の設置に向けた検討状況などについて、呼びかけを行っている鴨川市から説明があり、その後、利用促進室とも意見交換をしていただきました。

特に、計画(案)の説明では、地域共生社会の実現に向けて、市民とともに支えあう地域づくりを進め、必要な人が成年後見制度を利用できる仕組みは欠かせないものであること、この仕組みを使うことで、人に寄り添い、支え合う生活を続けられる人がいること、地域共生社会の流れと一体的に、利用促進を位置づけることが重要ではないか、との説明が印象に残りました。

一方で、国の基本計画が想定する地域連携ネ

ットワークについての具体的なイメージがつかめなかったり、中核機関の機能をどのように構築していくか、さらに、そのための予算確保をどうしていくか、なども話題になりました。

中核機関の設置については、財源として、今年度措置された地方交付税のほか、介護保険の地域支援事業(広報・普及活動経費)の活用も検討しているそうです。

#### 勉強会や準備会の立ち上げが広がっています

安房圏域のように、広域で関係者が集まり、 勉強会や準備会を立ち上げるといった動きが各 地域で進んでいます。まずは各市町村の状況を お互いに知ることや、関係性を作ること、ある べき姿を共有していくことが第一歩となるよう です。

各地域での取組状況や、勉強会・ 準備会の場で生じた質問などがあれ ば、ぜひ利用促進室にお寄せください。

## よくある Q&A in 鴨川 今回の勉強会で、利用促進室にご質問のあった内容について抜粋してご紹介します。

(Q)。 社協に権利擁護推進センターを設置したことで日常生活自立支援事業の周知が進み、その契約が非常に増えており、今後、支援ニーズに対応しきれなくなることを危惧しています。 日常生活自立支援事業は、権利擁護に関して重要な役割を担っている一方で、現状は財政上の問題を抱えており、成年後見制度の利用促進関連施策のなかで、日常生活自立支援事業の今後の見通しはどのようなものでしょうか?

ご指摘の通り、日常生活自立支援事業は、権利擁護支援において重要な役割を果たしていると認識しています。現在、全社協でも実態把握のための調査を行っていると認識しており、まずはこの調査において、各地域の具体的な実態やご意見について積極的にお寄せいただくようお願いいたします。

親族後見人や専門職後見人への支援の方法で何かよいアイデアはないですか?

親族後見人や専門職後見人からの相談を受けるだけでなく、後見人同士の連絡会を組織するといった取組があります。後見人同士で疑問を解決したり、悩みややりがいを共有する場とすることができます。

家裁との連携をどのように進めたらよいか悩んでいます。

この地域でも、市民後見人の養成の講師については引き受けていただいたと聞いています。こうしたきっかけから関係をスタートさせることができた、という報告を他の地域からもいただいています。「具体的に何を家裁にお願いしたいか」を明確にすることがポイントとなります。

#### 5. よくある Q&A

本コーナーでは、成年後見制度の利用促進に関するお問い合わせの中から、よくいただくものをピックアップしてご紹介します。



#### 中核機関設置、市町村計画策定のための「調査」って?

中核機関の設置の必要性やあるべき姿を明らかにするための調査をした方がいいと考えています。先行事例があれば、教えてください。

中核機関の設置の必要性を「見える化」するため の調査が、各地域で実施されています。そのポイン トを示すと、以下のとおりです。

#### Aニーズ調査

人 判断能力の低下があり、成年後見 数 制度の利用が必要になる可能性が ある人(成年後見制度利用に関す る潜在ニーズ)の数の把握

#### B受け皿調査

その地域の 後見事案を 受任できる 受け皿の把握

システム (体制)

#### C体制把握

権利擁護支援を担っている体制の現状把握

こうした調査によって、例えば

- ・AとBの数に開きがあり、制度を必要としている人が利用できない可能性があること
- ・現時点のCの体制だけでは、この数の開きや、 適切な後見人等の選任に対して的確に対応でき そうにないこと

などを把握することができます。



ABCのすべてを必ず行わなければならないわけではなく、地域によってはBを明らかにするだけで充分取組が開始できるところもあるようです。地域の実情に合わせた柔軟な形で、調査のあり方を考えることができます。

# A ニーズ調査:判断能力の低下があり、成年後見制度の利用が必要になる可能性のある人の把握

#### ★庁内情報からの人数把握のパターン

認知症高齢者数(認知症日常生活自立度Ⅱ以上) 療育手帳A判定所持者数、精神保健福祉手帳1級所持 者数など

上記のすべての人が成年後見制度を利用しなければならないわけではないので、あくまで潜在的な可能性の把握となります。右のようにさらに絞り込んだ実数把握をしているところもあります。



#### ★事業者等に、成年後見制度の利用が必要だと 思われる人の数を聞くパターン

#### ① 調査の対象となる事業者等の例

- 高齢者施設
- 地域包括支援センター
- 介護支援専門員
- 相談支援事業所
- 市町村社会福祉協議会
- 日常生活自立支援事業専門員
- 〇 民生委員
- 病院、医療機関
- 金融機関
- 福祉用具貸与·販売事業所 等

#### ② 調査の内容の例

後見類型相当、保佐類型相当、補助類型相当 の人数を聞く

※聞く時に、それぞれの類型の人の状態像を 説明する必要があります

・ 成年後見制度の利用が必要と思われる状態像 を明示して聞く

※状態像の例

本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まない

本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉 サービスの全部または一部を拒否している。

本人の判断能力が不十分であるが、本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でない。 本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。家計管理ができない。

税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に返済等の対応ができていない。

本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがある。

上記以外の虐待(身体的・性的・心理的・ネグレクトなど)を受けている又はその疑いがある。

本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害や悪徳 業者につきまとわれている又はその疑いがある。

本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの日常的な金銭管理を超える法律 行為を行えない。

上記のような課題を抱える可能性はあるが、親や兄弟等 が健在であるので、今は特に問題がない。

本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。

### B 受け皿調査:その地域の後見事案を受任できる 受け皿の把握

平成29年6月に、日本弁護士連合会、日本司法 書士連合会、成年後見センター・リーガルサポー ト、日本社会福祉士会の連名により、各都道府県に 対し、「成年後見制度利用促進基本計画策定に向け た協議について(要請)」との通知※が発出され、 三専門職団体は、積極的に計画策定・実施に参画し ていくこととしています。

市町村が専門職団体に対し、その市町村内にどの 程度、専門職がいるか、人数を問い合わせている例 もあります。

※通知本文は、以下の成年後見制度関係資料集 P25 に掲載しています。 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000212938.pdf

家庭裁判所へ、後見、保佐、補助の利用者数の数値提供 を依頼し、概数のデータを取得することが可能です。

都道府県が家庭裁判所に、市町村単位の数値提供を依頼 し、都道府県から市町村へ示すことで、市町村の取組を支 援することができます。

#### 具体的には、どのような方法で、把握して いるのでしょうか?

ニーズを把握するための郵送紙調査をしていると ころもあれば、メールや電話で問い合わせて、大ま かな数の把握から始めているところもあります。

ポイントは、初めから形式だけにとらわれすぎな いことでしょう。まずは、各地域の傾向を把握する ことを優先し、そのうえで、中核機関設置の必要性 を示す根拠となる数を握むことが大切です。

都道府県単位でA、Bについて調査を行っている ところもあります。ホームページ上に掲載されてい るものとして、神奈川県社会福祉協議会の「成年後 見制度に関する実態把握調査報告書」があり、調査 項目を考える上で参考になるものと思われます。

参考「成年後見制度に関する実態把握調査報告書」 神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部 (平成30年1月)

http://www.knsyk.jp/s/kenri/pdf/30kenrityousa.pdf

# C 体制把握:権利擁護支援を担っている体制の 現状把握

市町村長申立の実績や市民後見人の養成の状況な ど、現時点の権利擁護支援に関する体制を把握し、 その課題を明らかにすると、中核機関設置の必要性 を示すことができます。

手引きに掲載されている「目詰まり」(地域課 題)をチェックするシートを、第135回市町村セミ ナーで紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000212940.pdf

今、市町村内にどのような体制があり、どのよう に機能しているのか、その機能のどの部分を拡大す ると地域課題が解消されるのか(目詰まりが解消さ れるのか)を考えることで、既存のネットワークを

活かす形で中核機関設置を計画することが可能にな ります。

#### 利用促進室短信

◆平成31年度厚生労働省所管予算概算要求関係 資料がホームページに掲載されました。

厚生労働省ホームページに平成31年度厚生労働省 所管予算概算要求関係資料が掲載されました。

成年後見後見制度利用促進については、Ⅲ主要事項 の P.86 に記載されています。

詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/19syokan/



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進



